

グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業実施要綱

(制定) 令和7年2月25日6産労産計第1041号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、脱炭素に資するグリーン製品が選択される市場の創出を図るために行う「グリーン製品市場の創出に向けたサプライチェーンにおける脱炭素化支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

サプライチェーン全体での脱炭素化に取り組む中堅企業、中小企業、スタートアップがグリーン製品の開発・生産、ブランディング、PR等に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 「グリーン製品」とは、従来品よりもCO₂削減効果の高い製品をいう。
- 2 「中堅企業」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する従業員2,000人以下で「中小企業・スタートアップ」に該当しない企業であって、大企業が実質的に経営に参画していないものをいう。
- 3 「中小企業・スタートアップ」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、個人事業者）であって、大企業が実質的に経営に参画していないものをいう。
- 4 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - (2) 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
 - (3) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は従業員が兼務している場合

第4 本事業の具体的な内容

1 助成対象事業者

本事業の助成対象は、次に掲げる要件を全て満たす企業とする。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 中堅企業
 - イ 中小企業・スタートアップ
- (2) 都が別に実施するカーボンフットプリント算定やCO₂排出量削減計画策定

- 等の支援の対象となっていること。
- (3) 以下の事業を営んでいないこと。
- ア 宗教教育その他宗教活動に該当する事業
 - イ 政治活動に該当する事業
 - ウ 違法若しくは適法性に疑義のある事業又は公序良俗に問題のある事業
 - エ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）により定める風俗営業など）
 - オ 連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の補助先として適切でないと判断される事業
- (4) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。
- (5) 法令等で定める租税についての未申告、滞納がないこと。
- (6) 本事業による助成対象事業について、他の補助金を受給していないこと。

2 助成対象経費

都が別に実施するカーボンフットプリント算定やCO₂排出量削減計画策定等の支援を受け行うグリーン製品の開発・生産、PR 等に要する経費（設備導入費、材料費、部品費、委託費等）を対象とする。

3 助成金額

助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、以下のとおりとする。

(1) 中堅企業に対する助成

前項により算出した経費に 2 分の 1 を乗じた額又は 5,000 万円のいずれか低い金額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 中小企業・スタートアップに対する助成

前項により算出した経費に 3 分の 2 を乗じた額又は 5,000 万円のいずれか低い金額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第 5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第 4 による助成金額の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金を基に基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契

約に基づき、基金を適正に管理するものとする。

3 都は、1 の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

(1) 2 の基金を原資として、第4 3による助成金の交付を行うこと。

(2) 本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則 (令和7年2月25日6産労産計第1041号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。